

平成25年第3回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 議 平成25年9月27日 午前10:00

○閉 会 午後 2:38

○出席議員（19名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙	13 番 佐 藤 昇
14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武	16 番 鈴 木 斌 次 郎
17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄	19 番 佐々木 嘉 一
20 番 千 田 正 英		

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 幸 村 公 明 兼新庁舎建設室長
市民生活部長 藤 原 貞 雄	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
農業委員会事務局長 根 一	生 活 環 境 課 長 関 谷 良 広 (部長待遇)
生涯学習課長 菅 原 一 (部長待遇)	総 務 課 長 小 玉 優 子
企画政策課長 栗 山 隆 昌	財 政 課 長 菅 原 剛

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 清 孝	議会事務局次長 鈴 木 整
----------------	---------------

平成25年第3回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成25年9月27日（4日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 諸般の報告（議会運営委員会委員長報告）
- 日程第 2 行政報告（市長）
- 日程第 3 議案第69号 潟上市子ども・子育て会議条例（案）について
- 日程第 4 議案第70号 潟上市後期高齢者医療に関する条例及び潟上市国民健康保険高額療養費及び出産費貸付基金条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第71号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第72号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第73号 潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第74号 追分自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第75号 平成24年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）について
- 日程第10 議案第76号 平成25年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について
- 日程第11 議案第77号 平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第12 議案第78号 平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第13 議案第79号 平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第14 議案第80号 平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について

- 日程第 15 議案第 81 号 平成 25 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）
（案）について
- 日程第 16 認定第 1 号 平成 24 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 認定第 2 号 平成 24 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 認定第 3 号 平成 24 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 4 号 平成 24 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 5 号 平成 24 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認定第 6 号 平成 24 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 7 号 平成 24 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 8 号 平成 24 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 9 号 平成 24 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 10 号 平成 24 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 認定第 11 号 平成 24 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 認定第 12 号 平成 24 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 28 陳情第 7 号 「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」に関する陳情書
- 日程第 29 陳情第 8 号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書
- 日程第 30 陳情第 10 号 経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書採択に関する陳情書

- 日程第 3 1 陳情第 1 1 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 日程第 3 2 陳情第 1 2 号 要望書（建設費の一部助成について）
- 日程第 3 3 陳情第 1 3 号 「中町集会所（仮称）」建設についての陳情
- 日程第 3 4 陳情第 1 4 号 羽立神明生活総合センターの移転新築に関する陳情書
- 日程第 3 5 議案第 8 2 号 平成 2 5 年度潟上市一般会計補正予算（第 6 号）（案）について

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

傍聴者の皆さん、朝早くから大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

【日程第1、諸般の報告】

○議長（千田正英） 日程第1、諸般の報告を行います。

議会運営委員長より報告があります。15番西村議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（西村 武） おはようございます。

ただいまより議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会では、本日午前9時より、委員、正副議長と当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに開催しております。

本日の定例会運営についてご報告を致します。

9月25日付で追加告示されておりました本日提出された議案第82号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）の取り扱いについて、当局より議案の概要説明を受けた結果、認定第12号の採決後に日程第35として取り扱うことと致しました。

以上をもちまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（千田正英） これで議会運営委員長の報告を終わります。

【日程第2、行政報告】

○議長（千田正英） 日程第2、市長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

議会傍聴者の皆さんも大変ご苦労さまでした。

行政報告の追加分についてご説明をさせていただきます。

はじめに、台風18号による被害状況について申し上げます。

9月16日、日本列島を北上した台風18号の影響で、市内全域は激しい雨に見舞われ、市内各所で被害が発生しております。

市では台風接近に備え、16日午前10時に災害警戒部を設置、防災無線等により警戒を市民へ呼びかけたほか、被害対応にあたってまいりましたが、翌17日午前4時18分、洪水警報が注意報に切りかわり、全ての警報が解除されたことにより、災害警戒部を解散しております。

主な被害状況についてであります。住家の床上浸水が3件、床下浸水が35件、住家敷地内などの土砂崩れが4件発生しております。

また、農業施設関連では、大豆畑への冠水と浸水が合わせて300ha、水田への冠水が55ha、水稻の倒伏等が3haとなっております。

道路関連では、市道の路肩崩壊が1カ所、農道や林道の法面崩壊が合わせて12カ所発生しております。また、道路以外にも山林の法面崩壊やため池堤防の崩落など10カ所で被害が発生しております。

なお、復旧に要する費用のうち、早期に対応しなければならないものについて計上しております。

次に、「八郎潟ハイツ」について申し上げます。

去る平成25年9月17日、株式会社八郎潟ハイツ北條社長と代理人である中央法律事務所沼田敏明弁護士が来庁し、秋田地方裁判所に株式会社八郎潟ハイツの破産手続の申立てを行う旨の報告を受けております。

このため、本会議初日の行政報告で申し上げました耐震診断やアスベスト検査とあわせて施設管理費を計上しております。

今後の施設の対応方針については、議会の皆様と協議してまいりたいと考えております。

次に、「天王温泉くらら」について申し上げます。

「天王温泉くらら」では9月19日に地下水導水管の漏水が駐車場で発見されました。これは天王グリーンランドから主要地方道秋田天王線を挟んだ向かい側市有地から取水しているものでありますが、導水管の漏水箇所の復旧が早期に必要なため、今回計上しております。

また、7月の大雨で被災した羽白目地区橋梁の災害査定が終了し、査定額が確定したため、本会議初日の行政報告で申し上げましたとおり計上しております。この後、担当

部長より補正予算案の詳細の説明をさせますので、宜しくお願い申し上げます。

以上で追加の行政報告を終わらせていただきます。

○議長（千田正英） これで石川市長の報告を終わります。

【日程第3、議案第69号 潟上市子ども・子育て会議条例（案）について から 日程第34、陳情第14号 羽立神明生活総合センターの移転新築に関する陳情書まで】

○議長（千田正英） 日程第3、議案第69号、潟上市子ども・子育て会議条例（案）についてから日程第34、陳情第14号、羽立神明生活総合センターの移転新築に関する陳情書までを一括議題とします。

各常任委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各委員長報告の後、条例案及び陳情については、議案ごとに採決まで行いますが、平成24年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）、平成25年度各会計補正予算（案）及び平成24年度各会計決算の認定については質疑までとし、委員長報告が全て終了後に討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長の順に行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。18番藤原幸雄総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆さんも早朝より誠にご苦労さまでございます。

私から総務文教常任委員会の審査のご報告を申し上げます。

平成25年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1、審査年月日。平成25年9月17日・18日・19日の3日間で行いました。

2、出席委員。児玉春雄、藤原幸作、菅原理恵子、戸田俊樹、堀井克見、佐々木嘉一、藤原幸雄の委員全員で行いました。

3、説明当局。副市長、教育長、総務部長、教育部長、会計管理者、部長待遇生涯学習課長、議会事務局長、各関係課長。

4番目には、書記には教育委員会幼児教育課の金 美妃さんでした。

5番、審査の経過と結果について申し上げます。

議案第69号、潟上市子ども・子育て会議条例（案）について。

本案は、潟上市における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図ることを目的とした潟上市子ども・子育て会議を設置するため、関係条例を制定するものでございます。

委員から、この会議が所掌する施策の内容及び今後の方向性について質問があり、既存の次世代育成支援行動計画で定めている幼児教育や保育・児童クラブ・子育て支援センター等の子育てに関する施策と子ども・子育て新制度により強く推進される幼保一体化とあわせ、潟上市の子育て支援施策の推進を図りながら進めてまいりたいとの回答がございました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第71号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことにより、金融所得課税の一体化に伴い条例の関係部分を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号、潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本案は、集会所設置条例で定める教育委員会所管の6施設を市長部局へ変更するため、条例の関係部分を改正するものであります。

委員から、集会施設全体の方向性について質問があり、各施設の実情や課題等、自治会とも協議を重ねて検討していくとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第74号、追分自治会館の指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法の規定により、追分自治会館の指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

委員から指定管理料について質問があり、算定項目の積算根拠は電気、水道、下水道、消防設備点検料等となっております。今後、施設のあり方等適正な運営ができるよう進めていくとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

9款1項地方交付税4,797万円は普通交付税です。

20款1項市債1億4,070万円の主なものは、一般廃棄物処理事業債1億1,530万円でございます。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項総務管理費の主なものは、5目財産管理費237万7,000円で、主に昭和庁舎設備工事に関わるものであります。

3款2項児童福祉費の主なものは、子ども・子育て会議、子ども・子育て事業計画に関わるもの263万8,000円と追分西西集会所、これは仮称でございますが、建築工事に関わるもの4,567万7,000円でございます。

10款1項教育総務費の主なものは、児童生徒派遣費補助金です。

委員から内容について質問があり、生徒たちがよくがんばっており、東北・全国レベルの大会に出場したこと、団体種目が多かったこととの回答がありました。

12款1項公債費2,019万5,000円の減額の主なものは、前年度に借り入れた市債の予算計上額と実績額の差によるものでございます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号、平成24年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款市税、調定額28億973万7,205円に対し、収入済額が24億4,543万241円、不納欠損額が1,473万8,360円で、翌年度に繰り越しされる収入未済額は3億4,956万8,604円であります。

委員から、不納欠損処分について新規滞納者を出さないための対策について質問があり、県の滞納整理機構に大口滞納者の状況を提供し、納付が出来ないと判断したものについては、財産調査をし欠損処分について協議のもと進めているが、公平・適正な納付を考慮しながら進めてまいりたいとの回答がありました。

2款地方譲与税は1億4,611万6,201円で、前年度より972万3,991円の減額です。

6款地方消費税交付金は2億6,402万6,000円で、前年度より41万1,000円の減額でございます。

9款地方交付税は68億5,469万2,000円で、前年度より2億31万5,000円の増額であります。

11款分担金及び負担金のうち、保育料負担金は1億2,894万5,177円であります。

13款国庫補助金のうち、主なものは学校施設環境改善交付金 1 億273万6,000円でございます。

14款県支出金のうち、主なものはすこやか子育て支援事業費補助金2,629万5,381円、放課後児童健全育成事業費補助金1,561万4,000円、再生可能エネルギー等導入臨時対策基金事業費補助金 1 億1,774万5,000円でございます。

18款繰越金は 6 億6,840万3,415円で、前年度繰越金でございます。

20款市債は11億4,770万円で、臨時財政対策債が主なものでございます。

歳出の主なものについて申し上げます。

1 款議会費は 2 億1,303万6,604円で、議員と一般職の人件費が主なものでございます。

2 款 1 項総務管理費のうち、一般管理費 5 億3,250万7,883円の主なものは、特別職と一般職の人件費でございます。財産管理費の 2 億2,795万4,340円の主なものは、庁舎等の維持管理に関わるものと旧豊川小学校解体工事に関わるものでございます。市役所庁舎整備事業費の主なものは、公有財産購入費7,719万2,569円でございます。

2 項徴税費は9,485万6,766円で、主なものは土地図修正・宅地異動評価委託料でございます。

4 項選挙費は4,412万8,115円で、主なものは選挙管理委員会及び平成24年度に行われた選挙の人件費でございます。

5 項統計調査費は4,955万8,158円で、主なものは地籍調査費でございます。

6 項監査委員費は698万8,835円で、監査委員報酬などの人件費が主なものでございます。

7 項住民生活に光をそそぐ交付金事業費のうち、総務学事課分974万2,775円の主なものは図書備品の購入費、生涯学習課分292万8,030円は図書備品の購入費でございます。

3 款 2 項児童福祉費のうち、主なものは児童館費1,616万8,683円で 3 児童館の管理運営に関わるものでございます。保育園費 6 億7,202万7,300円は、 8 保育園の人件費と保育園の管理運営に係るものでございます。放課後児童健全育成費4,250万793円の主なものは指導員の報酬でございます。

6 項少子化対策事業費の主なものは、幼児教育課分843万6,873円で、地域子育て支援センターの運営備品に関わるものでございます。

4 款 1 項のうち再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金事業費の主なものは、太陽光発電システム等設置工事8,280万7,200円でございます。

5款1項労働諸費のうち勤労青少年ホーム管理費は586万4,568円で、勤労青少年ホームの管理運営に関わるものでございます。

10款1項教育総務費2億9,424万7,833円のうち、事務局費2億8,466万1,959円の主なものは、児童生徒派遣費補助金、育英会補助金です。外国青年招致事業費788万8,094円は、外国語指導助手給料が主なものでございます。

2項小学校費6億1,495万5,059円の主なものは大豊小学校統合によるスクールバス運行委託料及び東湖小学校改修工事に関わるもののほか、6小学校の維持管理及び教育活動に関わるものでございます。

3項中学校費は1億5,571万6,211円のうち、主なものは天王中学校改修工事設計委託料及び3中学校の維持管理と教育活動に関わるものでございます。

4項幼児教育費1億678万8,383円のうち主なものは、3幼稚園の管理運営に係るものでございます。

5項学校給食費は9,453万547円で、小・中学校の給食に関わるものでございます。

6項社会教育費1億9,621万6,186円のうち、社会教育総務費は社会教育委員に係るもの及び各種団体への補助金に係るものでございます。生涯学習推進費の主なものは、生涯学習奨励員及び各種事業に関わるものです。公民館費は、3公民館等の公民館活動と維持管理に関わるものです。文化財保護費は、文化財保護に関わるもので、図書館費は図書館の管理運営に関わるものでございます。

7項保健体育費2億9,435万8,114円のうち、主なものは、スポーツ振興くじ助成事業による長沼球場バックボード・スコアボード改築工事で、設計・管理等業務委託料491万9,250円及び長沼球場改修工事1億7,369万4,150円でございます。

12款1項公債費は16億3,122万3,800円で、元金償還金は14億4,252万6,826円、利子償還金は1億8,869万6,974円でございます。

また、民間資金のうち13件1億6,301万円を繰り上げ償還し、将来の利子負担額689万9,000円の軽減が図られました。

本案は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号、平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入合計は184万3,474円で、主なものは財政調整基金繰入金です。

歳出合計は129万6,203円で、主なものは財産管理費及び財政調整基金積立金でござい

ます。

本案は、全会一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

認定第10号、平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入合計は109万5,778円で、主なものは斎場用地貸付収入及び財政調整基金繰入金でございます。

歳出合計は67万9,080円で、主なものは財産管理費及び財政調整基金積立金でございます。

本案は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第11号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入合計は106万7,062円で、主なものは最終処分場用地貸付収入及び財政調整基金繰入金でございます。

歳出合計76万6,460円で、主なものは財産管理費及び財政調整基金積立金でございます。

本案は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、陳情第10号、経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書採択に関する陳情書。

願意妥当と認め、全会一致で原案のとおり採択すべきものと決しました。

次に、陳情第13号と陳情第14号について、現地視察をし、審査の結果は次のとおりでございます。

陳情第13号、「中町集会所（仮称）」建設についての陳情でございました。

本陳情については、当局より総務部長及び総務課長から意見聴取を行いました。その結果、施設の老朽化を見据えて今後の集会所のあり方について方針や計画を示してから進めるべきという意見がありましたが、少子高齢化が進む中、防災の拠点となり自由に地域活動ができる施設が必要であることから、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決しました。

陳情第14号、羽立神明生活総合センターの移転新築に関する陳情書。

本陳情については、当局より総務部長及び総務課長から意見聴取を行いました。その結果、施設の老朽化を見据え、今後の集会所のあり方について方針や計画を示してから

進めるべきという意見がありましたが、自主防災組織の活発な地域であるものの大雨により冠水等が危惧される敷地であり移転が必要であることから、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告と致します。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第69号、潟上市子ども・子育て会議条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第69号、潟上市子ども・子育て会議条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第71号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑

を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第73号、鴻上市集会所設置条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、追分自治会館の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原典男議員。

○14番(藤原典男) 追分自治会館が建設できてからしばらく経ったわけですが、すぐ指定管理者の指定とならなかったということについては質疑ございましたでしょうか。

○議長(千田正英) 18番。

○総務文教常任委員長(藤原幸雄) お答えします。

そのような質疑応答はございませんでした。

○議長(千田正英) 再質問ありますか。14番。

○14番(藤原典男) 説明の中で一定の実績とか見ながら、それはそれで統計とか集客とかそういうことを見ながら指定管理の内容を決めるとかという説明とかはございませんでしたでしょうか。

○議長(千田正英) 18番。

○総務文教常任委員長(藤原幸雄) そのようなことは提案もされていないし、私どもはそこまでは審議しておりません。

○議長(千田正英) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第74号、追分自治会館の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、認定第1号、平成24年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、認定第9号、平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第10号、平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第11号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、陳情第10号、経済・雇用対策強化のため、地方財政の充実を求める意見書採択に関する陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第13号、「中町集会所（仮称）」建設についての陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 委員長、どうもご苦労さまでございます。

この中町集会所ですけれども、現在、山神町内会と共同で管理使用しているというようなことでございますが、これはあれですか、この集会所に関わる世帯数ですけれども、それはどのぐらいになっているものか、その辺のところ委員長が委員会では審査したのかどうか、もし審査したらお答えいただきます。

○議長（千田正英） 18番総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） これに関わる場所は48世帯と伺っております。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第13号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第13号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第14号、羽立神明生活総合センターの移転新築に関する陳情書の質疑を行

います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第14号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第14号は、委員長の報告のとおり採択することに決定致しました。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。11番小林 悟社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長(小林 悟) 皆さん、おはようございます。

それでは、社会厚生常任委員会の審査報告書を報告致します。

平成25年第3回定例会で社会厚生常任委員会に付託されました議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日。平成25年9月17日・18日。

出席委員。中川光博、大谷貞廣、伊藤栄悦、西村 武、千田正英、小林 悟であります。

説明当局。市民生活部長、福祉保健部長、部長待遇生活環境課長、各関係課長。

書記。福祉保健部健康推進課伊藤由美子さんをお願いしております。

審査の経過と結果。

議案第70号、潟上市後期高齢者医療に関する条例及び潟上市国民健康保険高額療養費及び出産費貸付基金条例の一部を改正する条例(案)について。

本条例は、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の率の見直し等を行うため、関係条例を制定するものであります。

委員からは、この改正により、延滞金への影響について質問があり、当局から、延滞金が約4割減になるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第72号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことにより、条例の関係部分を改正するものです。

委員から、この改正により国民健康保険税の税収への影響について質問があり、当局から、配当所得等が非課税であったものが課税されるため、若干税収増になる場合があるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第76号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

13款2項2目衛生費国庫補助金は、9,417万1,000円の減額です。

これは、クリーンセンターの基幹改良整備事業に関わる補助金で、内示額の減額によるものであります。

委員から、国の交付金が減額されることについて質問があり、当局から、国の予算内で配分されるため、全国的に要望額が多くなったことから減額になったものですとの回答がありました。

14款2項2目民生費県補助金の主なものは、老人福祉費補助金の1億3,550万円の増額で、小規模特別養護老人ホーム及び定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所の整備に関わるものです。

17款1項1目特別会計繰入金は1,669万5,000円の増額で、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計からの前年度の精算による繰入金です。

歳出の主なものについて申し上げます。

3款1項6目老人福祉費は1億3,550万円の増額で、小規模介護施設等緊急整備費補助金及び介護施設開設準備経費補助金を選定事業者に対し交付するものであります。

委員からは、施設を建設することで保険料への影響について質問があり、当局から、第5期介護保険事業計画の中にサービス量を見込んでおり、保険料算定にも加味されているとの回答がありました。

4款2項3目クリーンセンター費は3,791万7,000円の増額で、ストックヤード整備工事等、びん類の分別作業に関わるものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第77号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ452万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を38億3,047万4,000円とするものです。

歳出の主なものは11款1項3目償還金で、前年度の精算に伴う療養給付費等交付金返納金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第78号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ137万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を2億7,300万8,000円とするものです。

歳出の主なものは、3款2項1目一般会計繰出金で、前年度の精算に伴うものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第79号、平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ5,438万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を31億9,869万9,000円とするものであります。

歳出の主なものは7款1項2目償還金で、前年度分の国庫負担金等の確定による返還金であります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号、平成24年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の主なものについて申し上げます。

12款1項2目民生使用料の主なものは、プラザの湯使用料641万300円です。

2項2目衛生手数料の主なものは清掃手数料で、ごみ処理手数料7,597万500円です。

13款1項1目民生費国庫負担金の主なものは、生活保護費負担金6億696万円と子ども手当負担金3億4,226万7,161円です。

2項2目衛生費国庫補助金1億4,483万4,000円の主なものは、循環型社会形成推進交付金で、クリーンセンター基幹改良整備事業の平成24年度事業分であります。

14款1項1目の民生費県負担金の主なものは、保険基盤安定負担金の1億6,509万879

円です。

2 項 3 目衛生費県補助金の主なものは、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助金1,203万6,000円であります。

歳出の主なものについて申し上げます。

3 款 1 項 2 目障害者福祉費の主なものは扶助費で、介護給付費・訓練等給付費 4 億 5,383万4,278円と特別障害者・障害児福祉手当2,473万2,400円です。

3 目福祉医療給付費の主なものは扶助費で、福祉医療費 2 億3,718万2,971円でありませす。

不用額の主なものは、福祉医療費の給付が見込みより少なかったことによるものであります。

3 項 2 目扶助費の主なものは、生活扶助費 2 億5,542万3,984円と医療扶助費 4 億 2,781万5,270円であります。生活保護費の中で、生活・医療の両扶助費が全体の85%を占めております。

委員からは、扶助費の不用額について質問があり、当局から、保護開始世帯が横ばいであることや保護世帯が減少傾向にあること、医療扶助についても入院患者の減少などが一因となっているとの回答がありました。

4 款 1 項 2 目予防費の主なものは各種個別予防接種委託料4,217万1,697円、緊急予防接種委託料2,382万1,248円であります。

委員からは、予防接種委託料の不用額について質問があり、当局より、当該年度に見込んだ接種者数を下回ったためとの回答がありました。

3 目母子保健費の主なものは委託料で、妊婦健康診査委託料2,005万5,380円でありませす。

4 目成人保健費の主なものは委託料で、健診委託料2,449万2,520円とがん検診委託料 2,984万4,397円であります。

5 目環境衛生費の主なものは工事請負費で、追分地区墓地公園整備工事費1,016万 4,000円であります。

2 項 2 目廃棄物対策費の主なものは、ごみ収集に関わる委託料で、一般ごみ収集業務 4,397万4,000円であります。

3 目クリーンセンター費の主なものは、粗大ごみ処理施設運転管理委託料2,876万 5,800円とクリーンセンター基幹改良整備工事 3 億2,266万5,000円であります。

9款1項1目消防費の主なものは、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業によるもので、防火水槽設置工事1,087万9,050円、分団機具庫建築工事676万7,250円のほか、湖東地区行政一部事務組合消防分負担金2億4,644万5,000円と男鹿地区消防一部事務組合負担金4億5,712万9,000円であります。

2目災害対策費の主なものは、緊急情報メール配信システム導入委託料474万3,900円と津波避難所看板設置工事271万9,500円であります。

委員からは、津波避難場所の指定箇所が10カ所では少なくないかとの質問があり、当局から、現在、天王中学校の耐震化工事を進めており、工事が完成すると新たに津波避難場所の指定が可能となるほか、民間施設についても津波避難場所としての指定を検討しています。また、津波避難タワーの設置についても今後検討していきますとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

認定第2号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額40億4,799万7,757円に対し、歳出総額38億3,493万7,238円、差引残額は2億1,306万519円となっております。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款国民健康保険税は、収入済額が6億9,909万5,002円、収入未済額が5億264万6,365円、不納欠損額は2,659万9,287円となっております。

歳出の主なものは、2款保険給付費25億4,280万4,261円で、歳出全体の66.3%を占めており、不用額の主なものは医療費が見込みよりも少なかったことによるものであります。

委員からは、不納欠損と収納率向上のための取り組みについて質問があり、当局から、多くの滞納者は国民健康保険税のほか一般税の滞納もあることから、高額になると秋田県滞納整理機構へ引き継ぎし調査してもらい、調査の上、執行停止などの滞納整理をお願いしており、収納対策については、電話催告、個別訪問、分納相談等滞納者と直接面談する機会を設けた上で短期証、資格証明書を発行するなど、税の公平・平等等の観点から収納対策に努めていきますとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

認定第3号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額 2 億 6,616 万 101 円に対し、歳出総額は 2 億 6,481 万 3,659 円、差引残額は 134 万 6,442 円となっております。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額 1 億 6,165 万 8,299 円、収入未済額 433 万 6,913 円、不納欠損額は 13 万 2,300 円となっております。

歳出の主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合負担金の 2 億 4,326 万 6,613 円となっております。

委員から、被保険者数の状況と今後の見通しについて質問があり、当局から、24 年度は 130 人増えており、今後も緩やかに増えていき、団塊の世代が対象となったときに大幅に増えるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

認定第 4 号、平成 24 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

保険事業勘定決算は、歳入総額 30 億 9,219 万 9,341 円に対し、歳出総額 30 億 2,073 万 4,149 円、差引残額は 7,146 万 5,192 円となっております。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款保険料は、収入済額 5 億 5,153 万 7,425 円、収入未済額 2,100 万 6,679 円、不納欠損額は 957 件の 621 万 2,985 円となっております。

歳出の主なものについて申し上げます。

2 款保険給付費は 28 億 2,781 万 980 円で、前年度比 8.8% の増額となっております。

1 項 1 目介護サービス給付費は 25 億 1,613 万 3,596 円で、主なものは居宅介護サービス給付費 10 億 9,334 万 475 円と施設介護サービス給付費 9 億 9,974 万 9,887 円であります。

介護サービス事業勘定決算は、歳入歳出合計とも 804 万 2,520 円となっており、歳入の主なものは、介護予防サービス計画費収入であり、歳出の主なものは、保険事業勘定への繰出金であります。

委員から、高齢者虐待ネットワーク会議の内容についての質問があり、当局から、会議では、虐待事例の研修や虐待防止に向けて委員間の連携強化に努めているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

陳情第 8 号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書。

本陳情については、各都道府県、市町村は管轄下の住民が臓器移植の目的で中国に渡

航することを禁止する条例の制定状況等を精査する必要があることから、全会一致で継続審査とすべきものと決しました。

陳情第12号、要望書（建設費の一部助成について）。

本陳情については、現在も介護施設への入所待機者がおり、今後ますます需要が増えることは必至であります。介護保険事業計画第5期にもサービス量が見込まれ、補助金の要綱にも該当することから、社会福祉法人昭和ふくし会の「ユニットケア個室」増床に当たり、建設費の一部助成に対し願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第70号、潟上市後期高齢者医療に関する条例及び潟上市国民健康保険高額療養費及び出産費貸付基金条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第70号、潟上市後期高齢者医療に関する条例及び潟上市国民健康保険高額療養費及び出産費貸付基金条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第72号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 委員長、どうもご苦労さまでした。

補正予算の衛生費国庫補助金が9,417万1,000円の減額と。これは国の内示に基づいて予算を計上し、事業を遂行したわけですけれども、その結果、1億1,530万円の起債を起さざるを得なかったということですから、この工事をするにあたって当初の内示を信用し、予算を組んで工事を進めたわけですが、結果的には国の補助金が少なくて起債を起したということに対する当局の具体的な説明があったかどうかお願いしたいと思います。ただ、1億1,530万円そのものがすべてこの9,417万円を補完しているというわけではなくて他の事業も入っていますけれども、予算上はそういう計上になりますので、宜しく願います。

○議長（千田正英） 11番社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 9番戸田議員にお答え致します。

このことにつきましても委員会でもかなり話し合われました。内容は、いわゆる要望額の64%しか認められなかったと、こういうことがあり得るのかということで、今まではそういうのがなかったということでありました。要望は全額通ったものでありましたが、今回は初めてのケースであるということでもございました。全国的に廃棄物処理施設の需要が増えたことと復興予算への振り分けにより市町村の要望額が国の予算を上回ったことにより配分が少なくなったということでありました。

○議長（千田正英） 9番、再質問。

○9番（戸田俊樹） なお、これはあれですか、1億1,530万円については合併特例債を活用したということでしょうか、その件についても願います。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 9番戸田俊樹議員にお答えします。

その辺は、そういうことではありませんで、合併特例債は使っておりません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。19番。

○19番（佐々木嘉一） 委員長、どうもご苦労さまです。

一つだけ、4款2項3目のクリーンセンター費3,791万円のストックヤードの整備工事費とありますけれども、この中ではびん類の分別作業に係るものだというのですが、この内容についてもうちょっと、どういう建物なのか、あるいは施設なのか、あるいは作業はどのような形でやるものか、その辺の内容についてもうちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（千田正英） 11番社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 19番の佐々木議員にお答えします。

これは鉄骨構造でありまして、床面積は200㎡ということであります。そして、この分別作業をやることによって、いわゆる循環型社会の推進と最終処分場の延命も兼ねているということで説明がありました。

○議長（千田正英） 19番、再質問。

○19番（佐々木嘉一） どうもありがとうございました。

分別作業をやるとすれば、このストックヤードの運営については委託事業としてやるんですか。

○議長（千田正英） あくまでも委員長の報告に対しての質疑になりますので。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） お答えしますけれども、これは管理人を置いてやるということでありました。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第77号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第78号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第79号、平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第1号、平成24年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第2号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 委員長、ご苦労さまです。

健康保険の調定は12億円でありますけれども、この収納率は6億9,000万円、収納率が57%でございますので、そして収入未済額が5億264万円と大変額が多いわけでございます、健康保険そのものの存亡にかかわるといふことだとこの数値から見ますとありますけれども、これと一般会計から2億6,000万円ですか、これを支出しておりますけれども、これとの未済額との関連との一般会計からの繰り入れとの関連について、どのような審査をしておりますか。お願いします。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。再開は11時20分からと致します。

午前11時15分 休憩

.....
午前11時20分 再開

○議長（千田正英） 休憩前に引き続き会議を再開します。

11番社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 今回、現年度分についての収納率につきましては89.1%であります。そして、要するに一般会計からの繰り入れについての話は今回は委員会の中では話はしておりません。

89.1%ですけれども、いわゆるペナルティーというのは22年度からはなくなっておりますので、今回は減額措置はありませんでしたということで説明がありました。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第3号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第4号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。5番菅原理恵子議員。

○5番(菅原理恵子) 委員長、ご苦労さまでございます。

虐待の事例について、事例数とか、また、その内容等についての審議はありましたでしょうか。

○議長(千田正英) 11番社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長(小林 悟) その虐待についての審議はありませんでした。

○議長(千田正英) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、陳情第8号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番(藤原典男) 違法な臓器生体移植を禁ずることを求める陳情書ということで、これは兵庫県の井田さんという方から出ている陳情書なんですけれども、この陳情事項をよく見てみますと、中国において、これは宗教団体も出てきますけれども、法輪功とか、それから政治犯とかが勝手に臓器を取られて売買の対象になって移植されている、そういうふうなことも書いてあるわけです。これは中身見ますと、社会厚生常任委員会の報告の中身を見ますと、各都道府県市町村は管轄下の住民の臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止する条例の制定状況等を精査する必要があることからということを書いておりますけれども、これ果たして各都道府県とか市町村で、そういう中国で行われていると言われていることについて事実確認はできないと私は思うんです。この陳情事項5つあるんですけれども、すべての囚人、特に法輪功・学習者及び他の宗教、少数民族、団体に対する臓器狩りの悪行を直ちに停止するというふうなことを中国当局に求めるということも5つの中に一つにありますけれども、この事実があるかどうかという

こと自身が私は確かめることができないと思うので、この陳情そのものはやっぱり何と
いうんですか議論する余地がないというか、それ以前の私は問題だと思うんですけれど
も、そのことについては何か議論されましたでしょうか。

○議長（千田正英） 11番社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 14番藤原議員にお答えします。

いわゆる話の中でも、我々も中身についてはよくわからないというか、わからないこ
とについて審査してもいいのかどうか、そういう話の中で、これについてはいろいろ情
報をこの後仕入れましてやった方が、判断した方がいいのではないかとということで、継
続という形をとらせていただきました。これをだめとかいいとか言えるような内容であ
りませんので、そういうことで継続させていただきました。

○議長（千田正英） 14番、再質問。

○14番（藤原典男） 今、継続という中身、答弁の中でしっかりわかりました。私はこ
ういうふうな人権侵害に関することを、本当に事実であるかのごとくにこういうふう
に陳情に挙げること自体が私は間違っていると思うし、これを調べるとなれば我々市町村
の議会とか都道府県とかで何と調べるかということも上がってくるので、私はこれはも
う陳情の議論する以前の問題だと、事実確認がまず必要だし、これは事実確認できない
内容ですから、陳情そのものはやっぱり取り下げるべきだ、取り下げる以前のまた問題
でもありますけれども、それで今の話、委員長の話聞きましたが、そういう中身での議
論であれば私は了解致しました。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。
この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり
継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第12号、要望書（建設費の一部助成について）の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。14番藤原典男産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長（藤原典男） 産業建設常任委員会の審査報告を行います。

平成25年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

審査年月日。平成25年9月17日・18日・19日。

出席委員。鈴木斌次郎、澤井昭二郎、菅原久和、岡田 曙、佐藤 昇、藤原典男。

説明当局。産業建設部長、農業委員会事務局長、水道局長、各関係課長。

書記には、産業課の桜庭職員をお願いしております。

5、審査の経過と結果について。

付託された議案についての現場視察を行っております。

農道仁山羽白目線について現場視察を行いました。

議案第75号、平成24年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）について。

平成24年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金2億4,873万2,770円のうち2億円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第76号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

14款2項5目農林水産業費県補助金は138万4,000円の増額で、主なものは農地制度実施円滑化事業費補助金であります。

歳出の主なものについて申し上げます。

8款2項2目道路新設改良費は1,352万9,000円の増額で、主なものは調査設計等委託料などに関わるものでございます。

委員からは、調査内容について質問があり、当局からは、新庁舎建設に伴い建設地周辺の道路について混雑解消を目的として、追分下出戸線から県道秋田天王線への接続をする路線の詳細設計を実施したいとの回答がありました。

8款5項1目建設住宅総務費は1,100万円の増額で住宅リフォーム補助金の申請件数の増に伴うものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第80号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出にそれぞれ299万3,000円を増額し、総額を12億852万4,000円とするもので、主なものは下水道台帳システム更新業務委託料です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第81号、平成25年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について。

収益的支出に247万5,000円を増額し、事業費用を5億8,891万7,000円とするもので、主なものは水道台帳システム更新業務委託料でございます。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成24年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について主なものを申し上げます。

12款1項6目土木使用料7,319万445円の主なものは、道路占用料671万7,120円と住宅使用料6,612万1,200円です。

13款2項3目農林水産業費国庫補助金2,000万円の主なものは、水産物供給基盤機能保全事業費補助金です。

13款2項4目土木費国庫補助金1億4,900万6,000円の主なものは、社会資本整備総合交付金1億1,300万6,000円です。

13款2項6目災害復旧費国庫補助金639万8,929円の主なものは、強風災害復旧事業費補助金439万1,400円です。

14款2項4目労働費県補助金2,973万7,953円は、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金です。

14款2項5目農林水産業費県補助金2,582万8,768円の主なものは、青年就農給付金750万円、重点品目産地づくり支援交付金512万3,740円、あきたを元気に！農業夢プラン実現事業費補助金327万4,000円、農業委員会交付金326万3,000円です。

19款3項1目貸付金元利収入の3節預託金元利収入8,000万円は、中小企業振興融資預託金です。

歳出について主なものを申し上げます。

2款1項16目地域再生事業費117万6,525円の主なものは、都城市との産地間交流に関わるものでございます。

4款1項8目水道事業費8,606万1,491円の主なものは、水道事業会計繰出金7,937万5,938円でございます。

5款1項3目緊急雇用創出臨時対策基金事業費3,078万9,325円の主なものは、4事業24名分の非常勤職員によるものでございます。

6款1項農業費3億9,402万3,889円の主なものは、3目農業振興費の戸別所得補償推進費補助金995万8,000円、潟上農業生産力向上事業費補助金978万2,800円、4目農地費の県営土地改良事業負担金繰越明許費4,480万円、6目農業集落排水事業費の農業集落排水事業特別会計繰出金1億3,491万円です。

委員から、潟上農業生産力向上事業費補助金でどのようなものが対象となったのかという質問があり、当局から、主なものはビニールハウス、水耕栽培施設、ねぎ栽培に関わる管理機・皮むき機などの機械が対象となったという回答がございました。

7款1項商工費2億2,670万2,318円の主なものは、1目商工振興費の商工会補助金1,900万円、中小企業振興融資制度預託金8,000万円、2目観光費の鞍掛沼公園3施設指定管理料5,800万円です。

8款2項道路橋梁費6億231万9,112円の主なものは、1目道路維持費の除雪委託料2億7,215万9,146円、2目道路新設改良費の道路改良工事1億8,516万6,450円です。

8款4項都市計画費6億2,934万4,162円の主なものは、2目公園費の施設保守管理委託料6,362万4,000円、3目公共下水道費の下水道事業特別会計繰出金5億607万7,000円でございます。

8款5項住宅費7,363万6,400円の主なものは、1目建築住宅総務費の住宅リフォーム

補助金4,967万円、2目住宅管理費の団地維持補修工事1,212万7,500円です。

委員から、市営住宅の老朽化に伴う耐久性並びに建てかえの計画はあるのかという質問があり、当局からは、建設年度が一番古い塩口北野住宅について耐震診断と耐震改修工事は実施しております。また、当団地の建てかえについて、特に建設年度の古い棟については退居後の修繕を行わず、新規入居者の募集は実施しておりません。棟ごとに空いたところから取り壊し、ゆとりある団地の形成や新たな団地候補地を検討していかなければならないという回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

認定第5号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は1億7,194万1,022円で、主なものは農業集落排水施設使用料と一般会計繰入金です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は1億5,896万2,681円で、主なものは湖岸・羽立地区の施設保守管理と3施設の維持管理に係る費用及び公債費です。

委員から、施設の維持管理はどうなるのかとの質問があり、当局から、羽立・湖岸・大崎地区の処理場は公共下水道に接続しましたが若干の維持管理費はかかることと、残っている豊川地区についても将来的に公共下水道に接続する必要があるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

認定第6号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は12億9,146万4,152円で、主なものは下水道使用料と一般会計繰入金及び下水道債です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は12億3,168万8,836円で、主なものは流域下水道維持管理負担金と下水道整備事業費及び公債費です。

委員から、使用料や受益者負担金・分担金の滞納状況について質問があり、当局からは、使用料は上水道料金と一本化して徴収したこともあり、前年度よりも収入率は上向

いております。また、不納欠損は、下水道使用料が68件、受益者負担金が2件、受益者分担金が33件で、生活困窮者世帯が多くなっているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

認定第7号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は665万7,089円で、主なものは使用料と一般会計繰入金です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は603万519円で、主なものは合併処理浄化槽の施設保守管理委託料です。

委員からは、下水道事業のように要望があれば市で実施するのか。また、現在、合併浄化槽区域でも公共下水道に接続する要望があればできるのかとの質問があり、当局からは、10件以上の申請がないと市の補助事業として採択されないため、現在は個人設置型で対応しています。また、公共下水道への接続については、その地区まで受け入れるには多額の費用を要すること、下水道の認可区域でないと受け入れできないので現状では無理です。という回答がございました。

本案は、全会一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

認定第8号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は283万2,068円で、主なものは財産売払収入で、間伐に伴う立木売払収入です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は222万5,135円で、主なものは財政調整基金への積立金です。

本案は、全会一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

認定第12号、平成24年度潟上市水道事業会計決算の認定について。

収益的収入及び支出について申し上げます。

事業収益の決算額は6億4,297万1,670円で、主なものは水道料金などです。

事業費用の決算額は5億771万166円で、不用額は5,037万4,834円です。

主なものは、維持管理のための委託料と修繕費及び動力費です。

資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入の決算額は5億4,529万5,750円で、主なものは企業債と固定資産売却代金

です。

資本的支出の決算額は10億3,058万5,892円で、主なものは新迫分浄水場等整備工事などの建設改良費8億5,240万304円と企業債償還金1億6,662万7,188円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億8,529万142円は、過年度損益勘定留保資金9,876万7,000円、建設改良積立金2億円、当年度損益勘定留保資金1億8,652万3,142円で補てんされております。

委員からは、水道管老朽管の布設替え計画について質問があり、当局からは、現在進めている大崎地区が平成26年度に完了した後、江川地区の整備を計画しております。その後、特に追分地区の老朽化が激しいため、そちらから順次計画し整備していく必要があるとの回答がございました。

本案は、全会一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

陳情第7号、「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」に関する陳情書。

本件は、協同労働の団体は現在、法的根拠がないため社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人に係るなどの問題がある。そのため協同労働の協同組合の法制度を速やかに制定するよう関係行政官庁宛に意見書を提出するよう要望しているものです。

委員からは、東日本大震災の被災地において、住民が再生復興に向かい、仕事を起こしていくためにも法の制定が必要であり、本陳情については全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第11号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情書。

本件は、既に秋田県において水と緑の森づくり税の取り組みをしております。また、今後、消費税が上がることも予測され、新たに陳情し採択されることは市民への負担増になりかねないので、本案は、全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告がありました議案第75号、平成24年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第76号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 委員長、ご苦労さまです。

この中で道路新設改良費に1,352万9,000円計上されているわけですが、市道の追分下出戸線、それから県道秋田天王線を結ぶ、接続するという事になっておりますけれども、あそこの場合は信号まで200メートルぐらいよりありません。前々から総合的にやはり調査するということが非常に肝心だということをおっしゃってきております。その関連についてどのような審査をしておりますか、お尋ねします。

○議長（千田正英） 14番産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤原典男） この道路の問題については、7月25日の全員協議会で一応議員の皆さんに報告してありますけれども、今回は実施設計ということで予算をつける。それで、この距離は110メートルなんですけれども、今回予算要求した内容は、交差点の混雑解消を目的としたもので、道路網計画に沿ったものでありませんと。加賀谷農園付近から県道秋田線へ接続する路線の詳細設計ですということでした。何か回答になってますでしょうか。

○議長（千田正英） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 私の質問は、この道路接続と関連しまして、あそこは総合的に、いわゆる信号もすぐそばでございますので、総合的に調査しないとこの道路は簡単にこう接続するというようなことには決めるべきじゃないということをおっしゃってありますけれども、そのことについて関連しまして委員会ではその審査をどのようにしたかと、こういう質問でございますので、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 今、調査中ではございまして、その調査の状態が10月の中ごろ、おそらく上がってくると思うんですけれども、それを待っているうちにまた予算要求をやっていきますとずっと遅れていきますので、それで今回出したということになります。そういう内容でございます。

○議長（千田正英） 4番、再々質問。

○4番（藤原幸作） 今の委員長のお話聞くと、調査が後から出ると。その前に接続する予算を出すということですが、調査が先にあつてこの道路を接続する予算を出

すというのが普通じゃないかなと思いますけれども、その委員長の答弁は今のよう形でよろしいかどうか、もう一回お尋ねします。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 今、調査中ございまして、その調査はお金がついておりまして、今、調査中で、その調査の結果が10月のおそらく中ほどに出ると。それを待ってからいろいろ実施設計とかあれこれやれば、どんどん遅れているので、今回の予算では実施設計のものを予算計上したという中身でございますけれども、わかりますか。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。17番堀井克見議員。

○17番（堀井克見） 17番堀井です。

委員長、ご苦労さま。

今、道路の件、4番議員からも質問ありましたが、そのことについて私からもお尋ね申し上げたいと思います。

道路計画について委員長の答弁は、道路計画ではないということを断言しました。まさしく道路計画に沿って調査していくというものの考え方でないと、今回のこの調査費は何なのかなということになります。

今一つは、県道から今、市役所が建つその敷地に結ぶと。そのいわゆる根幹となすべく調査を行う、まさにこれ、道路計画以外何ものでもないわけですよ。あわせて、庁舎を起点とした周辺の動線はどのようになるのかという協議は委員会でなされなかったのかということをお尋ねします。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 休憩をお願いします。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前11時51分 休憩

.....
午前11時52分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

14番産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 回答になるかならないかわかりませんが、まず25日の全員協議会で道路網計画とかやって、いろんなことをこう、駐車周りの道路に

ついて説明されているとおりでございますけれども、今回の調査費というのは、県道と、それから追分下出戸線との交通の混雑を解消するんだと。それで、道路網計画については、今、当局が検討している中身については農道踏切とかというようなことは、それを閉鎖するとか閉鎖しないとかという話も出たと思うんですけれども、それについてはまた改めて検討していくと。今回のものについては、そういう道路網計画とは別だということでございます。

○議長（千田正英） 17番、再質問。

○17番（堀井克見） 再質問致します。

基本的に、これ庁舎を起点として県道から今つなぐ、これが一番やはりいわゆる交通の要所となるべく起点なんですよね。ここをどうしていくかによって庁舎を中心とした全体の動線、道路網がそれに付随してくると、それがごく普通の考え方だと私は思います。その点、ここを審査する所管の委員会としては、当然そこらを網羅して審査をしないと、委員会としての結論というのはやはり出しにくいのではないかなと。これが将来の動線、道路関係に直結してくると、私はそういうことじゃないかなと思います。

先ほど藤原委員長が、先般の全協でもって説明したとおりですと。私は今、あなたが所管の委員会で協議した内容を聞いているんですよ。前回の協議会で協議したことうんぬんということは私は求めていません。少なくとも予算がついて、そして所管の委員会として細に入り微に入り審査をした、そして方向を出した、その内容の方についてお尋ねをしておると、こういうことなんですよ。

ちなみに、道路全体、16メートルの道路が12メートルになっちゃう、そしてまた今の庁舎の後ろの、通称加賀谷農園ありますが、その道路だって結果的にどうなるか全く今の状況はわからない、いわゆる内側に動線を取ると。そういう等々の因果関係というものがはっきりしてこなければ、まさにこの中心となるべく道路の整備、あるいはまた調査というものが、私はやはりついてこないと思うんですよ。そこらはやはり所管の委員会として細に入り微に入り、まさに50年、100年の大計に立つ拠点の道路となるわけですから、審査をしたのかと、こういうことを聞いているので、今一度はっきりとお答えをいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 今回はあれです、当局の回答もありますけれども、新庁舎周りの利便性の向上が目的なんだということの回答があります。そういう審査を

しております。

以上です。

○議長（千田正英） 再々質問になります。

○17番（堀井克見） 3回、最後で、これで終わりますが、いわゆるあなたの言を借りれば、全協等々においては例えば農場の踏切、鶴沼台、現在、JRとの交渉の中では1本踏切をつくるためには旧来の踏切2本を閉鎖しなさいと。今この道路網と間違いなく今私が申し上げている鶴沼台道路、要するに踏切と、これ直結してくるんですよ。そこらをやはり、少なくともその辺まではきちっとやはり質疑してもらわないと困りますよ。議会の質疑というのは民意ですからね、市民の代表として私どもが負託いただいているわけですから、ここで皆さんが専門委員会としておっしゃること、あるいは当局に対して出す意見、これがその道路網計画に反映されていくんですよ。これ、誰のものでもないですよ、道路は。市民のものなんですよ。そういう捉え方、向き合い方でもってやはり予算というものをきちっと常任委員会として審査してもらわないと、その意味は何なのかなということになりかねないので、そこら、踏切等々含めて全く審査がなかったのかあったのか、これやはり重大な問題ですから、そこらも含めてひとつ、最後になりますけれどももう少しわかりやすくお答えいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 14番産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 道路網計画については、ただいま五洋電子の路線も含めて検討しているところだという回答もございます。だから、それについてはありますけれども、今回のものについては道路網計画でのものではないということでございます。

○議長（千田正英） 道路計画をしているということですね。

ほかに質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 委員長ですね、調査設計等委託料ということで1,352万9,000円なんですけれども、予算書を見ますと、この調査の方は902万9,000円ということになっているんです。今、この道路は、抜ける道路を作る、工事のために作るんだという話のようなんですけれども、これは28年3月、庁舎ができた暁に28年3月までに予定した道路となっているんです。ですから、総務文教常任委員会においても起債の段階での話もありましたので、若干その辺のことについては当局の説明をいただきましたが、工事車両等のために…紫色は28年の3月…ということですから、あくまでもその工事を円滑に進めると

ということと交通の緩和をするということであるということのための調査等設計委託料ということでは、どうもその審議、当局の説明も不十分であるような気がします、その辺についてもう一度お願いします。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 質問のちょっと意味がよくわからないんですけども、この工期についてはいつまでということにはございませんでした。ちょっと質問の意味がちょっとわからないんですが。

○議長（千田正英） 再質問、9番。

○9番（戸田俊樹） 7月25日の全協で示したこの紫色の道路のこの予算、調査予算なんですけれども、これはあくまでも28年3月の完成を目指しているということで説明があつて、この予算の概略、どのくらいかかるかというものについては我々に示されてはいないわけです。ですから、これが実施設計委託料でなくて単純にその道路の混雑を緩和するために調査をするための委託料だけで902万9,000円を計上したのかというところの審議があつたかどうかということです。

以上、なければなしで結構ですよ。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） これ、目的としては、さっきも言ったように追分下出戸線と、それから県道を結ぶということで、さっきもお話しましたけれども、調査が終わるのが10月中あたりになって、それを待っていていろいろまたやっっていけばおそくなるから、今回上げるということなんですけれども。このことについては、いつまでということにはございませんでした。期日については。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

昼食のため、暫時休憩します。再開は13時30分から再開致します。

午後 0時01分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第80号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）

について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第81号、平成25年度潟上市水道事業会計補正予算(第3号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第1号、平成24年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第5号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第6号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。17番堀井克見議員。

○17番(堀井克見) 委員長、どうもお疲れさまです。

委員長報告の中にもありますけれども、徴収状況についてということで後段で説明ございます。前年度よりも上下水道を一本化したということで、収納率は上向いておるとい趣旨の説明、報告があるわけでありますが、一方においてまた不納欠損は下水道の使用料68件、それから受益者負担金が2件、それから受益者分担金が33件と、合わせてこれ103件になりますか、こういうものがあると、滞納し不納欠損処理をしたと、こういう報告でありますけれども、それぞれ三本の、トータルでは103件わかりましたが、それぞれの金額は幾らになるのか、そしてまた、さらにその三本のトータルにおいては金額が幾らの不納欠損として処理されたのか、まず一点ここをお尋ねを致します。

2つ目でありますけれども、委員会の中で当然当局の詳しい説明をいただくわけでありますが、不納欠損等々の処理方全般にわたって、あるいはまた処理方法等々について、あるいは当局の考え方等々について、相当白熱した議論が委員会の中でされたと聞き及んでおりますので、どういう背景があってそういう議論に至ったのか、そして結果的

には、どういう結論に達したのか、その点あわせてひとつ詳しくご説明を、また、お答えをいただきたいと思います。

まずこの2点、ひとつ答弁を求めます。

○議長（千田正英） 14番産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤原典男） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 1時34分 休憩

午後 1時37分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開致します。

14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 堀井議員さんをお願いなんですけれども、決算書の327ページのところ、ちょっとご覧ください。それで、ここには分担金のところでは受益者分担金では不納欠損が幾らなのかということが書いております。80万6,490円が分担金では受益者負担、分担金ではそうになって、それから受益者負担金のところでは不納欠損は7万8,800円ということです。滞納繰越は受益者負担金分では454万8,182円で、受益者負担金のところでは127万3,550円と決算書にちゃんと書いてございます。

それから、なぜこういうことを議論したのかということですが、それぞれしっかり払っている人もいれば、それからいない人もいて、不公正さをやはり是正しなければいけないということですね。それで、それをどのように不公正を当局では取り組んでいるのかと、そういう中からこういう議論になっていったということでございます。

○議長（千田正英） 17番、再質問。

○17番（堀井克見） 決算書に数字は科目別に記載されている、これはもとより議案書として私どもに配付もされました。そして、初日に上程もされました。しかしながら、その件数が幾らだとか、その内容については当然専門委員会の方に付託をし、そして掘り下げて審査をしていただくと、こういう仕組みに議会はなっておるわけですから、その部分を私はお尋ねしたわけであって、何ら変な質問をしておりませんので、その基本をひとつ原点に立ち返ってください。そのことを申し上げたいと思います。

要は、どういう状況、背景の中でこの不納欠損の金額が出たのかと。今、委員長も図らずもおっしゃいましたけれども、しからばですね、どういう当局の姿勢で納付者に対

して向き合ってきたのか、その結果、どういう具体的な、ここには景気が悪いと、そして生活困窮ということを経験的にありますけれども、どういう経緯をたどったのかということは今少し、そして当局はどのような姿勢で、これからどのようなスタンスでこういうものに対して執行していくのか。と申しますのは、もう原理原則というのは私が申し上げるまでもなく、これはやはり独立採算制の会計でありますから、きちっとそこら辺はフォローしていかないと事業そのものが最終的には立ち行かない、あるいはまた重大な状況に至るとというのが懸念されますので、そこら辺をもう一度しっかりとご説明をいただきたいと思います。そして、審査する議員側からはどういう意見が出されたのか、そして当局が最終的にはそれに対してどういう一貫した答弁があったのかということ、最終的にもう一度確認したいと思います。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 当局の答弁ですけれども、五、六年前は滞納者については幹部職員による徴収、訪問して行ったという経緯がありますけれども、現在は秋田県の方に収納対策のため派遣しているので、そちらの秋田県の収納の方の係の方からやってもらっているということです。

それで、実際に支払えない場合は財産の調査をやりながら資産の競売とか、差し押さえとかというようなことは考えられますけれども、質疑の中では現在は資産の差し押さえは行っておりますけれども競売についてはありませんということでした。

それから、答弁の中では差し押さえ資産のない方などの生活困窮者が多くいるということですが、この内容についても生活困窮者世帯が41件、住所不明が26件、死亡者が1件の68件ということで対応方、それから状況について説明ございました。

○議長（千田正英） 17番、再々質問。

○17番（堀井克見） これ最後です。よくそこまでの質疑はわかりました。今、差し押さえ等々ということで、今ぎりぎりの状況までいっているなというのは何件かあるということはよく承知しました。

この後、103件に及ぶということなので、これが少なくなってくればいいのですが、既にこの部分で不納欠損、言ってみれば収納できないという結論に達したわけですが、今後、上下水道、水に関するものですから、人間が生活していく上で欠くことのできない要素のものだと思いますけれども、この点については最終的にはどういう処分に至るのか、あくまでも請求をする。そして5年なら5年という年限が例えば不納欠損

という処理をされていくのか、あるいは水道事業そのものを給水をそこで止めるとか、様々な方策が考えられるわけですが、その点についての究極の状況における質疑というもののはしたのかどうか、そこら辺をひとつ3回目の質問でお尋ねします。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） これは水道と違って下水道はまず止めることができないということで、この徴収の内容については先ほど秋田県のこともしやいましたけれども、水道と下水道、同じその請求書というか一緒に徴収するというので収納率は上がっておりますが、時効になる前に、5年の時効になる前に分納誓約を取って、分納誓約を取れば時効にはなりませんので、分納誓約していただいて、それで納めれる金額でこの約束してもらってやっていくということの答弁は、水道の話も出ましたけれども、水道の中でも同じ徴収の方法ですから、そういう話はありません。だから分納誓約しながら時効を中断させるということで取り組んでいるということです。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第7号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第8号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第12号、平成24年度潟上市水道事業会計決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、陳情第7号、「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」に関する陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第11号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は採択について諮ることになりますので、お間違えにならないでいただきたいと思います。陳情第11号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立なしですので、不採択とすることに決定しました。

これで、各常任委員長の報告を終わります。

これから、平成24年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）について、平成25年度各会計補正予算（案）及び平成24年度各会計決算の認定について、順次討論・採決を行います。

最初に、議案第75号、平成24年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第75号、平成24年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成25年度潟上市一般会計補正予算(第5号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第76号、平成25年度潟上市一般会計補正予算(第5号)(案)については、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第77号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第78号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第79号、平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第80号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、平成25年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第81号、平成25年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成24年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。本案に対する各委員長の報告は認定です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第1号、平成24年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定致しました。

次に、認定第2号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第2号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第3号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定致しました。

次に、認定第4号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第4号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第5号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定致しました。

次に、認定第6号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第6号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定致しました。

次に、認定第7号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第7号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定致しました。

次に、認定第8号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第8号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第9号、平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第10号、平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第10号、平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第11号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第11号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定致しました。

次に、認定第12号、平成24年度潟上市水道事業会計決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第12号、平成24年度潟上市水道事業会計決算の認定については、認定することに決定致しました。

【日程第35、議案第82号 平成25年度潟上市一般会計補正予算(第6号)(案)について】

○議長(千田正英) 日程第35、議案第82号、平成25年度潟上市一般会計補正予算(第6号)(案)についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長(幸村公明) それでは、追加提案とさせていただきました議案第82号、平成25年度潟上市一般会計補正予算(第6号)(案)の予算の大綱についてご説明申し上げます。

追加提案の議案書の1ページをお願い致します。

議案第82号、平成25年度潟上市一般会計補正予算(第6号)(案)について。

別冊のとおり。

平成25年9月27日提出 潟上市長 石川光男

それでは、別冊の方をお願い致します。

別冊の平成25年度潟上市一般会計補正予算書(案)(第6号)の1ページをお願い致します。

平成25年度潟上市一般会計補正予算(第6号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,138万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億5,875万3,000円とするものでございます。

3ページをお願い致します。

第2表継続費補正についてご説明申し上げます。

11款 1 項災害復旧費の災害復旧事業は、今回新たに平成25年度から平成26年度までの2年間、総額5,619万円で継続費を追加するものでございます。

7月12日の豪雨災害により被災した羽白目地区橋梁について、工期が2カ年にわたる見込みとなっており、年割額を平成25年度は3,614万5,000円、平成26年度は2,004万5,000円とするものでございます。

次に下の表、第3表地方債補正についてご説明申し上げます。

起債の目的に災害復旧事業を追加し、限度額を1,060万円とするものでございます。

続いて、5ページをお願い致します。

歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

9款 1 項地方交付税は3,473万5,000円の追加で、地方交付税でございます。

13款 2 項国庫補助金は2,133万3,000円の追加で、羽白目橋災害復旧工事に係る災害復旧費補助金でございます。補助率は3分の2となっております。

17款 2 項基金繰入金は471万5,000円の追加で、宿泊施設運営振興基金繰入金でございます。八郎潟ハイツの耐震診断等の事業に充てるものでございます。

20款 1 項市債は災害復旧事業債で、第3表地方債補正でご説明した内容となっております。

続いて、6ページの方でございます。

歳出予算についてご説明申し上げます。

2款 1 項 5 目財産管理費は2,272万8,000円の追加でございます。定例会初日の行政報告で申し上げましたとおり、アスベスト調査、耐震診断、耐震補強計画策定といった点検調査委託料が1,298万9,000円でございます。さらに八郎潟ハイツの事業停止に伴う施設管理費が973万9,000円でございます。内容は、燃料費、光熱水費のほか安全管理のための出入り口扉の修繕料と警備委託料、また、警備を委託するまでの措置として施設警備員を配置するための非常勤職員報酬でございます。

続いて、7款 1 項 2 目観光費は384万3,000円の追加で、天王温泉くらの地下水導水管の漏水に係る修繕料でございます。

11款 1 項 1 目災害復旧費は4,481万2,000円の追加で、羽白目橋の復旧事業費3,614万5,000円と台風18号に伴う豪雨災害復旧の経費866万7,000円でございます。

内容につきまして、7月12日の豪雨災害分と致しましては、羽白目橋の災害査定が終了したことから、羽白目橋復旧に係る委託料180万円、復旧工事費3,400万円に加え、土

地借上料 4 万 5,000 円、道路用地取得費 30 万円を計上しております。

台風 18 号に伴う豪雨災害復旧につきましては、浸水した住宅の消毒のため医薬材料費 4 万 2,000 円、農道や林道の法面崩壊などが発生しているため災害復旧委託料に 13 万円、災害復旧工事に 730 万円を追加しております。農道仁山羽白目線は今回の台風でも被害を受けており、工事請負費に 83 万 9,000 円を追加しております。

被災箇所及び工事内容の詳細につきましては、皆様に本日配付しております A 3 のこの大きい資料ありますが、この資料に詳しく載せているものであります。

また、消防団からは地域の巡回や土のう積み、排水作業などに尽力していただきましたことから、今回の出動分の費用弁償として 173 人分の 34 万 6,000 円を計上しております。

説明は以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第 82 号について質疑を行います。質疑ありませんか。
14 番。

○14 番（藤原典男） 農道仁山羽白目線の復旧のことについてですけれども、住民の方がやはり心配して、いつごろまでできるとかということいろいろその、どういうルートでということも含めて、住民の方には行政の側からそういう説明とか今のところどういう状況になっていますでしょうか。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 14 番藤原典男議員にお答えを致します。

今回、羽白目橋が崩落したときに、その内容について住民の方々に説明会を行っております。今回の台風 18 号につきましては、羽白目地区が一時、行くところがなくなったという状況がございまして、その日のうちに 1 カ所だけは確保したということで、その部分については行っております。仮設として行っております。今現在、今回この部分につきましては農道の部分につきましては、仮復旧を業者の、ほ場整備をやっている方のところに土砂が流入したという状況がありまして、その土砂を一旦工事をするために農道の方に直して歩けるようにはしたということは聞いております。それを復旧するために今回の補正をお願いしたということで、そのことにつきましても住民の方々にはご説明をしております。

それから、関連でございますけれども、羽白目橋の仮復旧の、仮橋の件でございますけれども、今、工事をしておりまして、今日中には橋桁を全部かけるという状況ですけれども、その取り付け等については来週になるとある程度通れるような形、人は通れる

ような形にはなりませんけれども、車はまだその後の採石等を敷くということで、またもう一週間程度おくれるということで、その辺についても住民の方々にも詳しく説明をして今現在に至っているということでございますので、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。2番。

○2番（大谷貞廣） 18号の災害復旧の件ですけれども、市長の行政報告にもあります。要するに、雨水排水も入っているんでないかなと思うんですけれども、住家の床上浸水3件、床下浸水35件と、こういう件数が出ております。この認定とかというのは、やはり詳細にわたってだと思えるんですけれども、そのほかのその要するに緩和といいますか、その条件といいますか、そういうものも含めてこれは何件という件数なのでしょうか。ここちょっとお伺いしたいなと思うのですが、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 関谷生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 2番大谷議員にお答えします。

今回の床上浸水、床下浸水につきましては、当日まず消防等の立ち会い、それから、次の日から職員、それから両方の男鹿地区消防、それから湖東地区消防の方から情報を得ながら回って調べたところで、それで確定したものでございます。

○議長（千田正英） 再質問ありますか。2番。

○2番（大谷貞廣） すみません、例えば住民の方から、うちも少し畳を掃除したよとか何とかと、そういうことのお話あれば、これは対応していただけるものでしょうか。

○議長（千田正英） 関谷生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 今回のこの災害につきましては、もちろん道路冠水したところを中心にしながら職員で回って調査、消防の方も調査していますけれども、もちろん所々によれば本人からの申し出等もありまして、それでまた改めてうちの方から出ていって、当然消毒剤を配布したりそういう作業をしてございますけれども、被害の受けたものについては、これは本人対応でやってもらっております。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。再々質問。

○2番（大谷貞廣） 私、今、これ粘ったこと言うみたいですがけれども、今何でこういうことを言うかと、今年の雨、強烈なわけなんです。何回か三回か一般質問もしているんですけれども、やはり当市には川はないんです。あるところは二級河川もあります。この場合も非常に私、目視でなんですけれども、危ないなど、逆流してきてるのもある

よと、私の勤で話して申しわけありませんけれども、そういうこともあるものですから、今後のこういうこの自然災害への対応ですな、十分検討していただきたいなと思ってお話でございます。

以上でございます。答弁はおりません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） ハイツのことについてちょっとお伺いしたいと思います。

我々総務文教常任委員会に所属しております、昨年、その前あたりからいろいろハイツのことについては当局に質問もし、姿勢といいますか方針を質してきたんですけれども、とうとうハイツは倒産の憂き目に遭ったと、破産をしたと、こういうことですが、市長も当選されて所信表明の中では今後対応を検討するということがあって、3月ころにはコンサルタントから報告書をいただいたのを私どもにも配付してもらって、営業は可能かと思っていたところ、結果的には7月ころからの交渉の結果、一方的に株式会社ハイツの方で営業を停止するという事で破産管財人を立てましてそういうことになっているということで、確かに一般民間企業に対する支援はできないということは重々承知のことですけれども、交渉の経過の中で突然のような形で営業を停止し、市としては3月末までに継続はしてもらって、その後、再契約はしないという方針であったように承っているわけですけれども、何かこのお互いの行き違いがあって、3月まで営業できなくて、新聞紙上をにぎわし、宿泊施設がなくなったというようなことでありまして、非常に残念なのか、それともこれはもうしょうがないんだと、この時期にこういう形をとらないと次の展開ができないんだということがあるのかどうか、さらには今後どういう形でこのハイツを経営されるのかしないのか、それからいろいろな話もあるようございまして、その辺のところをつまびらやかに少しご報告いただければと。行政報告の中ではこのように今簡単に報告しておりますけれども、もうちょっとその内情をですね、我々は継続するものと思っておったところが市では継続はしないということであると、その判断材料がコンサルタントの判断材料の資料に基づいたものなのか。アスベストの問題もですね、我々の議員としての認識としてはアスベストはないという認識と、それから耐震についても、この建物については耐震の補強は必要ないと認識しておったわけですが、実際にはそうではないと、建築基準法か何か変わって耐震の調査もしなければいけないと、アスベストももう一度やり直ししなきゃいけないということになったということなんです、法律がそうなればそうなったでしようがないわけですけ

れども、その辺の今までのいきさつについて、もう少しお話、説明をいただければ幸いです。

以上です。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 9番戸田議員にお答え申し上げます。

八郎潟ハイツの件については、ご承知のとおり総務文教委員会でも再三このことについてはご説明してきました。それで、八郎潟ハイツとはいろいろ話し合いをしましたけれども、具体的には7月ころから細部についての話し合いをしてきました。八郎潟ハイツとしては、来年までの契約で6カ月前に契約を来年3月以降、すなわち26年4月から契約するかしないかの判断を今9月中に方向づけしなければならないという状況に置かれておりました。その際に八郎潟ハイツとしては、とても継続してやるような状態ではないということでした。これについては市の方で、どうしても外に出さないでほしいと、率直に言われました。私の方ではわかりましたということで、そういう話し合いを9月に入ってから具体的に話してきたわけでございます。ただ、八郎潟ハイツの方では、あとこの後どうにもならないような状態に陥ってきたということは社長自ら私の方に話されました。来年の3月まではちょっと無理じゃないかなという話もその中にはありました。それらを総合的に勘案して八郎潟ハイツの方で判断したわけですが、八郎潟ハイツの方にどういう形で対応したかというのは、3つの常任委員会に私が17日の日に出向いて行って簡単に説明させていただきましたけれども、あれに尽きると思います。

それで、その後の将来の対応についてですが、これについてはただいま予算を議決していただきますと、耐震診断と、それからアスベストの検査、これらをやった結果を踏まえて議員の皆さんに先ほど市長が行政報告で申し上げましたとおり、ご協議申し上げるということになるかと思えます。

それと、今後の対応についても、その際に議員の皆さんとご相談申し上げるという形で、現在のところはまだその耐震診断とアスベストの結果待ちということになるかと思えます。

以上で宜しくお願ひしたいと思えます。

耐震診断、一方的に破産したというのは、あと八郎潟ハイツとして、会社として継続できなくなったという、私が社長から直接聞いた話としては、弁護士に相談した結果、あと明日からやめなさいと言われたということです。こっちの方でやめれとかやめるな

とかということは一切言っておりませんので、その点ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（千田正英） 9番、再質問。

○9番（戸田俊樹） そういう経過のもと、宿泊施設はなくなったということで、潟上市としては、それはしょうがないということで、これ以降皆さんと相談をしながら、議会とも相談をしながら方向性を見出したいということでございますが、じゃあどういう経営形態をする予定なのかということもこれから相談ということでは、今ではお話申し上げることはできないということになるんですか。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 9番の戸田議員のご質問にお答え申し上げます。

ただいまの質問については、将来どういう形で運営していくのかという、現在普通財産でございます。それを行政財産にして運営していくのか、そこら辺についても議員の皆さんにこの後、先ほど申し上げましたとおりが協議申し上げるという形になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 大きくは項目2点でございますが、1点は八郎潟ハイツの件でございますが、26年3月31日までの契約があるわけでございますが、破産宣告をするということになりまして、裁判所で破産管財人を選んで最終的に清算ということになると思っておりますけれども、この清算のいつころ見込みだということがもしおわかりであればお知らせ願いたいと思います。同時に、この予算の計上につきましては、いわゆる会社の方でもって一方的に破産したということでありまして、この経費はいわゆる市で持つべきものかどうかと、いわゆる債権でございますので請求がちょっと難しいと思っておりますけれども、その経費は市で持たなきゃならないという法律的な判断というのはどのようなものかということについてもお尋ねしたいと思っております。

それから、これを見ますと1,298万9,000円でございますが、先ほどアスベストの調査、それから耐震ということもございまして、そのいわゆる種別ごとの金額は幾らになるものかどうかということをお尋ね致します。

それから、もう一点は、くらの導水管の漏水でございますが、これは日常の管理の中でこの漏水の検査等において発見できないものかどうか。金額的には300幾らでござ

いますが、いわゆる日常のメンテナンスというのは非常に大事でございますので、そういう観点からまずどのようになっているのかということをお尋ねします。

○議長（千田正英） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 4番藤原議員にご答弁申し上げます。

ハイツの関係で3点ほどと思ひまして、お答え致します。

1点目、破産管財人を選んでいつころ清算する見込みかというご質問であります、破産管財人、現在は代理人弁護士ということで代理人の方がハイツのその破産手続を進めているところであります。それで、10月中には裁判所の方に申し立てを致しまして破産管財人を決定したいという意向でありましたので、その破産管財人が決定した後にそういう作業が進められるかと思ひます。

それから、2点目の破産手続の経費であります、経費は、これについても市の方で出すことはできないということになっておりますので、自前で進めていただくことになるかと思ひます。

それから、今回委託するハイツの点検調査委託の関係の3点ほどございますが、点検調査委託料、合わせますと1,298万9,000円となります。それで、このうちアスベスト調査の分が127万1,000円となっております。それから、耐震診断であります、耐震診断の分については798万円、それから、補強計画の策定分につきましては373万8,000円という内容となっております。

以上であります。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 4番藤原議員に、くらの件についてお答えを致します。

今現在あるくらの導水管のところでございますけれども、この場所につきましては地下水を汲み上げているという状況でございます、ちょうど庁舎の、今度造る新しい庁舎のところの向かいのところに井戸を掘っております。それから追分下出戸線から啄木鳥のところの方に横断をしております。それから、その部分から主要地方道の横断をしてくらの方に、駐車場の方に入ってくるという場所でございます。

今回の漏水のあったところにつきましては、石垣の中ということでございまして、その石垣のところについてはなかなか目視ができないという状況で、今回、管のそのものの取り替えるのは簡単なんですけれども、石垣を全部壊して、また直して、また石垣を積むというところに今回の経費が多くかかるということでございますので、目視ではな

かなか難しいということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 先ほど幸村総務部長からありました破産の経費を持つということじゃありません。3月31日まで契約があります。そうすると、途中でもって、この16日でもって破産ということになったわけですが、それに伴って市の経費が今日の予算計上、補正予算にありますので、それについては債権でございませぬがそちらの方のいわゆる請求関係が果たしてできるものかどうかということとあわせまして、法律的な関係から言いますとどのような形でもってそのようになるかということをお尋ねしたわけでございます。

○議長（千田正英） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 4番藤原議員にお答え致します。

すみませんでした。破産のその債権になるかならないかの話でありますけれども、市の方で施設の管理費、今回も予算をお願いしてはありますが、これについては基本的に施設の明け渡し後の管理費ということで見ておりますので、実際に市の方で明け渡しを受けてからその経費を使うような形になりますので、現在のその、今まだ明け渡しになってはませんが、現在使っている分はハイツが支払うという形でなるかと思っております。いずれ明け渡し後、まだ受けてはませんが、それからは市の管理ということで支払いも進むということになります。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） ちょっと2点ばかり、先ほども質問ありましたけれども、ハイツのその地下水の導水管、漏水の件ですが…くららですね、間違いました。くららのいわゆる導水管の漏水ですが、その水は何に使っているわけですか。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 19番佐々木議員にお答えを致します。

これにつきましては、くららの温泉でない部分の温泉に沸かして使ったり、それからシャワーとか、いろんなその温泉に関わる部分として、飲み水でない部分をこれに充てているという状況でございます。

以上です。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） そうすれば、くらのあの辺は給水、いわゆる水道の給水区域には入っているでしょう。当然地下水も使っているということで、その使った水はそうすれば下水の方へ入っていますか、下水道の方へ、使った水は。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 19番佐々木議員にお答え致します。

下水道の方に放流しているという状況でございます。

○議長（千田正英） 3回目。

○19番（佐々木嘉一） それから、このたびの災害復旧費ですけれども、今回、査定官から来ていただいて査定を受けられまして予算計上したということですが、前にいわゆる設計委託料の件ですが、8月5日の臨時議会に設計委託990万円ということで計上してございました。さらに今、13の委託料の180万円の設計委託料が計上しておりますけれども、これはいわゆる橋の本体設計の分なのか、これは査定後、いわゆるこれも査定官が認めてくれたものかどうかその辺と、それから、前に仮橋のこともありましたけれども、あの分については査定前であったので財源は全部一般財源で見えておりましたけれども、あの仮橋も査定に入って国の補助が受けられるものかどうか、その辺ひとつお願いいたします。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 19番佐々木議員にお答えを致します。

設計委託料につきましては、今回査定を受けました関係で、橋を作った際に橋のところに擁壁を積むという形で設計をしてあったわけでございますけれども、擁壁でなくて法地、法を作りなさいということで、当然そのところに田んぼを購入しなければならないという部分があって用地費も計上しておりますけれども、そういう変更の部分に関わるものが今回、それから用地測量もしなければならないという部分と、それから設計の内容の変更ということで、この部分を今回追加をしたというものでございます。

それから、仮橋の件でございますけれども、仮橋につきましては単独という形で考えております。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第82号、平成25年度潟上市一般会計補正予算(第6号)(案)については、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了致しました。

これをもちまして平成25年第3回潟上市議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

午後 2時38分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 千 田 正 英

〃 副議長 佐々木 嘉 一

〃 署名議員 中 川 光 博

〃 署名議員 大 谷 貞 廣